

農委サポートシステム活用へ

利用する府内農委の声

今年度より「農業委員会サポートシステム」が稼働した。様々な農地情報の一元管理を図る「農林水産省地理情報共通管理システム(デジタル地図)」と連携したシステムとして、昨年度までの「農地情報公開システム」の機能を継承した新たな農地台帳管理システムだ。

府内農委からは、農地法第5条の手続き関連や地図機能などで改善を要望する声もあり、新システムを活用して行える農業委員会業務とともに紹介する。

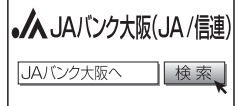


発行所
大阪府農業会議
大阪市中央区農人橋2-1-33
JAバンク大阪信連事務センター3階
電話 直通 06(6941)2701~2
http://www.agri-osaka.or.jp
発行人 中谷 清



耕作者の年齢層で色分けして出力した地図

年金の お受け取りは JAで



主な記事

- ◎堺市で都市農業振興基本計画……………2面
- ◎地区前任からハトンを受けて河内長野市女性委員4面
- ◎なにわ農業賞募集開始……………5面

農地情報公開システムが稼働していた令和4年2月時点で利用していた市町村は約4割。実際に利用する農業委員会担当

者からは、「農地法第5条の一時転用の完了処理で、台帳・地図補正の操作から、賃貸と転用の状況を一度で更新出来るようにして欲しい」、「農地利用状況調査など多くの農地情報を入力する上で一度CSV(データファイル)への出力を行う手間をかけず、システム上でまとめて入力できる入力画面があれば良い」、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく議案を

システムで作成出来るようにして欲しい」など事務の円滑化に関する要望がある。

また、「巡回などに役立つ上では農地利用意向調査に関する項目以外の要素でも色分けを行えるとなお良い」と、地図の色分け機能を評価した上での改善要望もある。

今後、新システムの利用促進を図るためには、農地台帳の作成・公表という法律事項だけでなく、農委に求められる活動の一助となることや事務の円滑化など、実務上のメリットが実感できるかがポイントとなる。

調査で確認した情報を入力するとともに、貸付けに関する所有者の意向も管理項目の一つとなっている。システム上の地図には、これらの情報を基に入力条件に応じた色分けをすることが可能となっており、新システムを上手く活用して、地域の話し合いを進めることが重要となる。

最適化活動の基礎データに

農委には、農地所有者の意向把握や地域の話し合いの取り組みが求められているが、農業委員会サポートシステムの基本となる農地台帳の情報は、こうした活動の基礎データとなる。

同システムは、農地利用状況

風速計

数字の動きを見てみると、ため息が出る今日この頃だ◆物価の上昇が家計や農業経営に影響を及ぼしている。

原油高騰に伴う物流費や原材料費の値上がりで、食品や生産資材、家電、光熱費など広範囲にわたるモノやサービスが値上げ。20年ぶりの水準となる円安やウクライナ危機がこうした動きに拍車をかけている◆新規感染者数が高止まり傾向にある新型コロナウイルス。4月下旬に過去最多を記録する地域もあるなど、再拡大を招かないよう警戒が必要だ。大阪府も4月21日、飲食店で1テーブル4人以下とする行動制限の要請を延長した◆開幕9連敗をはじめ歴史的な低迷に苦しむ阪神。4月14日にはプロ野球史上最低勝率「0・063」を記録。不運な面もあったので、5月に入り「ツキ」が変わることを期待したい。(北川)

「地産地消推進」を基本姿勢

堺市が都市農業基本計画策定

堺市（永藤英機市長）は3月に都市農業振興基本計画を兼ねた「堺市農業振興ビジョン」の改定版を策定した。今年に入り高槻市と富田林市も都市農業振興基本計画を策定しており、府内では現在9市が策定している。

堺市では、平成29年3月に10年間を実施期間とする「堺市農業振興ビジョン」を策定。市のマスタープランの期間にあわせ、令和2年度までに取り組む重点プロジェクトを掲げていた。

達成状況を分析すると、未来の農業経営者の育成や農空間の活用では目標を上回る項目も見られた一方で、堺産農産物のPR・消費推進がまだ弱いことが判明。また、堺市基本計画2025においても「市内で採れた食材を食べている市民の割合」の目標値設定があり、これらを踏まえ、基本姿勢を「地産地消の推進」に決定した。

ビジョンでは、「堺市が都市農業を振興する意義」を強調。地産地消の推進を通じて、地域の理解と参加により農地が維持され、都市農業・農地の多面的機能が発揮され、更なる農産物の生産に繋がる。こうした好循環

環による豊かな都市農業の実現を目指す。

将来像実現に向けた3戦略

この実現に向け、①「食と農を支える地域連携強化」、②「持続可能な農業の振興」、③「魅力的な都市農空間の形成」の3つの戦略を掲げる。

①「食と農を支える地域連携強化」では、平成20年から活動している堺市地産地消推進協議会等と連携し、堺産の「堺のめぐみ」、大阪エコ農産物「泉州さかい育ち」の2つのブランドの情報発信を通じた生産・取扱店の増加推進や、農産物直売所の増設・整備などを支援する。

②「持続可能な農業の振興」では、堺産農産物の生産者に対する新規就農支援や市の独自事業「堺ファーマー支援事業」などを活用した機械・施設の整備支援等の担い手の確保・育成策の強化を図る。

③「魅力的な都市農空間の形成」では、市民農園や防災協力農地、ため池の整備等により、多面的な機能を発揮する都市農空間づくりに取り組む。

策定に向けた検討懇話会には、消費者や学識経験者など様々な

立場の人が参画し、生産者とともに市民が恩恵を享受できる都市農業の実現を目指す計画とした。構成員の1人である檀野隆一農委会長からも、新規就農者の支援や売り先確保など日々地域農業を見守る立場から意見が寄せられ、計画に盛り込まれた。市の担当者は、「多くの消費者とともに農業がある堺市では、都市農業振興の視点は欠かせないという認識を持ち、取り組みを進めたい」と話す。

（沼田）

市内農家の声

市民に寄り添った都市農業を 堺市・芝尾健さん



防災協力農地の指定を受けている芝尾さんのハウス前で

約30年前にハウスに隣接して立ち上げた直売所には近隣住民が連日野菜を買い求める。市民とともにある都市農業を体現する農家の代表格で、

ボランティアで取り組んでいる

学童農園は約1畝にのぼる

「堺のめぐみ」ブランドについては、消費者に地場産農産物を普及推進するとともに適正な農業使用の推進という点でも必

要な制度だと評価。一方で、「このブランドに協力する農家にメリット措置を設けたり、ブランドに付帯して防災協力農地など市民向けの情報発信に繋がれば更に良い」と一層の展開にも期待を寄せる。消費者への直売の拠点も、大規模な直売所だけでなく、町中に小規模な販売場所が多数あれば、どの消費者も地場産農産物を買いたい求めていることが可能だと話す。

一方、担い手の減少・高齢化

を目的の当たり前にしてきたことか

ら、これを補う新規就農者の定着に向けた支援が急務であると説明。「堺市では、4Hクラブが中心となって学校給食に農産物を提供しているが、食育を推

進するだけでなく、若手農業者の収入の確保という観点でも一層推進して欲しい」という。また、消費者の多い堺市では、市民の目に見える農業を展開し、市民農園などで実際に農業を体験してもらうことが、農業理解の醸成にも繋がるとし、何より子どもを中心に発信していく必要があると強調する。

計画を実践し、都市農業振興

を図る上では、「生産面だけでなく、地域に必要な取り組みを

熟知し、地域に浸透させる『地域の核となる農家』の育成が必要」だ。金岡地区全体を巻き込んだ振興策もモデルの一つとして、市内各地区に波及することを期待している。

（沼田）

耕作面積の確保で農地保全に

下限面積要件廃止で意見

3月28日に全国農業会議所が開いた「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案に関する説明会」では、農林水産省から同法の下限面積要件廃止や目標地図、農地利用最適化指



大西義雄会長

針等の説明が行われた。島本町農業委員会の大西義雄会長は、後日これに対して大阪府農業会議、全国農業会議所を通じて農水省に意見を伝えた。

(大西会長意見)

農地法第3条の下限面積要件を廃止すると聞いているが、島本町は、京都・大阪の中間に位置し、市街化区域で19鈔ほどの農地があり、農地の多目的利用

で良好な生活環境を生み出している。こうした農地は下限面積要件で「一定の耕作面積の確保」を担保しているから農地として残っていると考えられる。

もし、下限面積要件を廃止した場合、小規模農地が多数発生し、分散してしまうため、果たして農地として守られていくか、また、投機等の対象にならないか非常に懸念される。

下限面積に関わる要件は何らかの形で残していただきたいと考えるし、必ず農地として守られるような仕組み立てを検討願いたい。

(沼田)

利用権設定はバンク法に統合

基盤法等改正案の審議進む

今通常国会で審議されている農業経営基盤強化促進法(以下、基盤法)及び農山漁村活性化法等の改正法案は衆議院を通過し、5月中の成立を目指している(4月25日時点)。これらの関連法の一つとして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に規定される「農用地利用配分計画」の決定についても改正が行われる。

市町村が将来の農地利用の総

合的な計画として定める「地域計画」の達成に向け、農地中間管理機構が「農用地利用集積等促進計画」を策定する旨の改正で、農業委員会が同計画を定めるべき旨を要請した場合、農地中間管理機構はその内容を勘案して計画を策定することになる。

一方、現行の基盤法による市町村の利用集積計画は「農用地利用集積等促進計画」に統合一体化され、これまで40年以上にわたり農地貸借の手法として活用されてきた同法に基づく制度は廃止される見通しだ。

農業者に混乱なき対応を

農林水産省の「農地の権利移動・借賃等調査(令和元年)」によると、府内における農地中間管理事業法による貸借は59件で約26・4鈔。一方、農業経営基盤強化促進法の利用権設定による貸借は864件で159・9鈔に上る。

利用権設定についてはこれまで農地の貸借の多くの割合を占めており、国には、農業者・市町村で大きな混乱が生じないような対応が求められる。(沼田)

防災農地の取り組みの拡大へ

農業会議でリーフレット作成



大阪府農業

会議はこのほど、行政、関係機関・団体を対象とした防災協力農地登録制度の推進リーフレットを作成した。

農業会議は、令和3年度に府内で同制度に取り組んでいる市町村から情報収集を行い、その取り組み内容を整理。今回のリーフレットでは、寝屋川市、

守口市、貝塚市、和泉市、摂津市、大阪市の6事例について、制度創設の経過、取り組みの特色、今後の課題・展望についてとりまとめている(各市の取り組みについては順次紹介)。

近年日本各地で地震や豪雨などの災害が相次ぐなか、平成27年の都市農業振興基本法も契機の一つとなり、都市農業・農地が有する多面的機能の一つとして防災機能を再評価する動きが見られる。こうした中で大阪府内でも同制度について関心が高まり、

現在14市町で導入されている。また、一部の市町村では今後の導入に向けた検討も進められている。

(沼田)

地区前任からバトンを受けて

河内長野市農業委員会・新谷直美さん

4月1日、河内長野市農業委員会（垣内俊夫会長）で委員改選が行われ、新体制移行後3期目を迎えた。府内各地で3期目の改選に向けた準備が進められているなか、男女共同参画の観点から女性委員の積極的な登用が求められている。今回は、同市で活動に励む女性委員を紹介する。



新任の女性委員として、河内長野市農業委員会に就任した新谷直美さん。

河内長野市加賀田の新谷直美さん（58）は、今回の改選で2期目を迎える農業委員だ。

平成31年4月、当時農委会長を務めていた地区担当の大江禧昭さんの後任として農業委員に就任。新谷さんは、退職後に就農して3年が経つ頃だったが、大江さんは、「父親の後

を継ぎ、加賀田で農業に熱心に取り組む姿を見てきた。女性委員の登用にも繋がり、新谷さんが適任だと感じた」と振り返る。委員に就任して、これまで以上に地区の農地に目を向けるようになった。前任の大江さんからは、地区農家の高齢化が進み遊休化が懸念されること、貸借を考える上でも営農条件の難しい小規模・不整形な農地が多いことなど地域の課題を引継いだ。

就任後は、地区農家の相談に対応する機会もあり、農地転用、相続関係など相談内容はさまざま。市の農業研修講座と連携して農地のあつせんにも協力し、時には農家の間に入って双方の調整をすることもあった。委員活動は多岐に渡ることを実感した。

2期目を迎え、日々の巡回や農家との関わりを通じて就任当初より地区の農業に詳しくなっ

ムが皆様方の今後の活動の励みになれば幸い」とあいさつ。続いて、横浜国立大学・大妻女子大学の田代洋一名誉教授が「女性の農業委員・農地利用最適化推進委員に期待すること」と題して講演。

田代氏は、「基幹的農業従事者数は5年前と比べ、男性より女性の減少率の方が高い。農村

た。「もつと主体的に活動したい」という心境の変化もあり、「地域の農地を守るためにも農業をやりたい人と農地を貸し出した人との橋渡し役として頑張りたい」と意気込みは十分。大江さんが次の世代の新谷さんに地区を託したことが実を結びつつある。

仲間がいれば心強い

女性間の意見交換で活性化

就任後、研修会で他の都道府県・市町村の女性委員と話をす

る機会があった新谷さんは、「農業委員会に同じ女性委員がいれば、情報交換も出来るし相互に活動しやすくなるのでは」と感じたという。

現在、河内長野市の女性委員は、新谷さんと中立委員である女性委員の2人。「仕事と家のことを両立するのは大変とためらう人も居るかもしれないが、農家の奥さんだからこそ気付けることもあると思うので、府内でも増えてくれたら嬉しい」と話す。（沼田）

全国農業図書案内

■今こそ農業委員会に女性の力を！

農業委員会への女性の参画を促すリーフレット。女性委員の登用と社会参画に力を入れる取り組み事例や、女性農業者の参

画を促す国の施策を掲載した。農業委員会活動への女性の積極的な参画が求められている中で、女性委員候補者への働きかけや、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動推進などに幅広く活用できる資料（コード31-16、75円、A4判6頁）。

の高鳥佐太一氏より、農地の集約化による集落営農環境の維持・保全への取り組みについて事例の報告があった。

最後に「男女共同参画社会の実現を積極的に推進し、『農地利用の最適化』に全力で取り組もう！」と題したアピールが採択され、シンポジウムは終了した。（中島）

男女共同で最適化活動の実現

女性農委活動推進シンポ

第17回女性の農業委員会活動推進シンポジウムが3月11日に開催された。昨年に引き続き、

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWeb会議により開催され、大阪からは10人が参加。テーマは「男女共同で実現

しよう！農地利用の最適化」。

冒頭で全国農業委員会女性協議会の横田会長は、「地域の農業・農地を守り、次世代についていくためには、地域での話し合いへの委員の関与がさらに必要となる。本日のシンポジウ

近畿は就農希望者4割が地方へ

就農実態調査結果

全国農業会議所はこのほど、「新規就農者の就農実態に関する調査結果」をとりまとめた。調査は就農から概ね10年以内の新規就農者を対象として令和3年度、5年振りに実施され、約2400件の回答があった。結果は全国新規就農相談センターHPから閲覧可能。

○4割が近畿から他地方へ

就農地選択の理由は1位の「取得・賃借できる農地があった」(51%)が5年前(53%)、

10年前の調査(50%)と同様に半数を占め、各回

で2位以下を20ポイント以上離しており、農地取得の可否が就農地の選択に大きく影響していることが窺える。

また、就農前居住地と就農地との関係では、就農前に北海道、東北、九州に居住していた者は、9割以上が同じ地方で就農している。一方で近畿に居住していた者が近畿で就農する割合は63%と全国で最も低く、4割が他地方で就農している。

○参入面積の中央値43ア

就農時の参入面積について、北海道を除く都府県では中央値が43アとなっており、そのほとんどが借地である。

就農時年齢別では30〜39歳で経営面積が大きく、60歳以上で小さい結果となった。

○6割は農業のみで生計立たず

農業所得による生計の成り立ち状況をみると、「おおむね農業所得で生計が成り立っている」は38%で、6割の生計が成り立っておらず、生計費の不足分は「就農前からの蓄え(42%)」、「身内からの借り入れ(14%)」等で補っている。(田村)

なにわ農業賞受賞者紹介68

多品目栽培に取り組む

熊取町 中尾昌進さん

「いろいろな品目を栽培しています」と話すのは、平成24年に「なにわ農業賞」を受賞した中尾昌進さん(62)。学校卒業後に親元就農した当時は、約1畝の農地でキャベツ・タマネギ・サトイモ・水稻を中心とした経営であったが、その後、経営を担うようになって、サトイモに代えて新たにズイキ・葉ゴボウを導入。平成22年に息子の章吾さ

典型的な家族経営農家である。章吾さんは学校卒業後、一旦は会社員として就職したが、体を動かす仕事が自分には向いていると思い直して、家業の農業に就くことを決めた。それまでも、忙しい時には農業を手伝っており、何の躊躇もなく就農できたようだ。特に就農後は、新しい野菜を栽培することが楽しく、色々な品目や品種に取組んでいること。

農業と両立して、例年盆明けの8月末から11月頃にかけて植木屋としての仕事も。近年、生活様式の変化等により、庭木の剪定や庭の手入れ等の依頼は減少傾向にあるとはいえ、現在でも毎年50軒程度の依頼があるそうで、これにも親子で対応している。「この時期は、野菜の播種や植え付け、稲刈り等の作業も重なり、一年中で最も忙しいです」と中尾さんは苦笑する。



「これからも、新しい品目に挑戦したい」と語る中尾さん親子

があり、その実現に向けて、中尾さん親子の挑戦は今後も続くようだ。(光崎)

「なにわ農業賞」募集開始 優れた経営体を表彰

農業会議はこのほど、第23回「なにわ農業賞」(後援・大阪府、大阪府農業協同組合中央会)の募集を開始した。

この賞は、先進的な農業経営によつて地域農業をリードするとともに、都市環境の維持・改善への貢献を通じて、府民の大阪農業に対する共感の輪を広げ、大阪農業の存在価値の向上に寄与している農業経営体

を顕彰することが目的。平成12年のなにわ農業賞創設以来、府内の151経営体が受賞してきた。

5月31日(火)までに、農委会長が関係機関・団体の協力を得て、農業会議に候補者を推薦。農業会議では、審査委員会を経て顕彰委員会で決定する。受賞者の表彰式は、10月18日開催予定の大阪府農業委員会大会の席上で執り行う。昨年度は、岸和田市・樋口良彦氏、泉佐野市・倉本寿一氏、辻裕男氏、富田林市・乾裕佳氏の4経営体が受賞した。(光崎)

労働条件を整え人材育成を

農の雇用事業研修会

(講演要旨)

農業会議は3月15日、農の雇用事業実施経営体への事業説明・研修会を開いた。対象は令和3年度第3回及び第4回募集で採択された経営体と研修生。研修会では、特定社会保険労務士の橋本将詞氏が「労務管理の捉え方(農業版)」について講演した。

1人の従業員を雇う場合、教育方法と従業員の心構えで時間当たりの作業量は大きく変わり、働く条件を整え、長く働いてもらうことが経営体にプラスになる。働きやすい条件が整った職場にするには、労使双方が労働条件をしっかりと把握することが

第一である。

経営者側にも従業員側にも「〇〇してほしい」という要望があり、片方の要望を叶えすぎると片方の不満が募る。労使双方にとって中立的な条件が労働基準法等に定められているので、これらを基本軸として社内ルール等を整備し、運用すればよい。これら労働条件の管理を労務管理と呼び、それをベースに人事管理、人材マネジメントを行うことが、経営者が求める人材

の育成につながる。どの役職の従業員にどのような職務の遂行能力を求めるのかを経営者側がしっかりと認識した

うえで人事管理し、社員が自ら動く経営組織を目指してほしい。(田村)

農業者年金

令和3年度は9人が加入

令和3年度の大阪府内農業者年金加入者は9人となり、昨年度から2人減少した。新規加入者9人のうち、重点加入推進対象である20〜39歳の

加入者は3人、女性は2人となった。市町村別の新規加入者数は次のとおり。

箕面市、泉南市、柏原市 2人
池田市、和泉市、富田林市 1人

(田村)



EGAO.NO.HATSUMEI

農家の思いをお菓子に込めて 地元の野菜使ったタルト製作

摂南大学農学部(学生)柚木沙都さんと住田光優さんによるグループ「えがおの発明」がこのほど、府内の若手農家と連携し、農家こだわりの野菜を使ったお菓子の製作に挑戦した。

大学入学後、様々な人と関わるうちに農家と消費者をつなぐ取り組みに興味を持った柚木さんと住田さん。大学の先生の紹介で、貝塚市で軟弱野菜を生産する榎本有紀さんと知り合い、2月に榎本さんの畑を見学したことをき

かけに、農家を訪ねてお菓子の製作・販売を通して消費者に農家の姿について発信する取り組みを始めた。

3月には榎本さんの協力のもと、岸和田市でニンジン「彩誉」等を生産する南孝信さん、貝塚市で水ナス等を生産する北野忠清さんを訪問。

農家のハウスの中に入るのも初めての経験で、農家ならではの栽培のこだわりや苦勞を聞き取った。

農家の話を聞く中で、2人が実感したことは、「どの農



南孝信さん(岸和田市)の説明を熱心に聞き取る

家さんも、自然と直接関わる仕事ゆえに大変なことも多いが、手塩にかけて野菜を育てることに誇りを持っている」ということ。また、「野菜をそのまま出荷するだけでなく

加工品にすれば、より多くのの人に味わってもらえるはず」という若手農家の言葉は、柚木さんと住田さんの背中を押した。

3人の農家の野菜を使ったタルトは4月17日に開催された貝塚市・感田マルシェでお披露目となった。パッケージに添付されたQRコードにアクセスするとインスタグラムで農家の情報が閲覧できる仕組みだ。

当日は多くの消費者でブースが賑わい、昼前に

見事完売。今後は、産地から離れた消費者にも販売できるように他地域に取り組みを広げること検討している。(沼田)



タルト(右上)と使われている野菜をセットで購入する消費者も見られた

第73回常設審議委員会

農業会議は4月18日、第73回常設審議委員会を大阪市内・J Aバンク大阪信連事務センターで開いた。

第1号議案の農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に回答する件(高槻市、和泉市、田尻町、岸和田市、泉野市、堺市、河南町、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、枚方市農業委員会会長) 25件(2万1390平方メートル)を許可

やむを得ないと認め、回答することを議決した。

第2号議案の農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく堺市長諮問に答申する件について、堺市長に1件(4万4770平方メートル)を許可やむを得ないと認め、回答することに決定した。

委員からは、農地法第5条賃借権設定の追認案件で、法律関係が形成されている旨の説明でその詳細について質問があった。説明者からは、賃貸借契約であ

り、設定人・被設定人は親子関係であるので専門家の関わりは無かったと回答があった。この案件について、他の委員からは単に賃貸借を結んだことを根拠に追認するのであれば、審査の意味が無くなってしまう、契約に瑕疵があるかどうかの判断が必要ではないかとの意見も挙げ

り、説明者からは、総合的に判断したと説明があった(※第5条第1項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。農地法第3条第6項、第5条第3項)。

第2号議案の谷に盛土をして農地造成する案件について、委員から農地造成後の地目や、営農者の農家資格や、栽培する作物についての質問があった。説明者からは、「農地造成部分については分筆をし、地目は畑

(1万3485平方メートル)に変更する予定であり、山林部分の地目はそのままである。営農者は、耕作証明を提出し農家であることとを確認している。作物はハウス栽培のマンゴーで、成木を鉢

に植えるため、すぐに収穫ができ、収入を確保できる」と説明があった。

常設審議委員会の回答の内容は次のとおり。

【第1号議案】

件数	面積(平方メートル)
第4条	1万2316
第5条	9074
合計	2万1390

(農地区分別件数は、3種農地14件、2種農地11件)

春の叙勲

中野吉次氏が受章

令和4年春の叙勲で、泉南市農業委員会会長の中野吉次氏(74)が旭日単光章を受章した。

農業委員会等農業関係団体の要職にあつて、大阪農業の振興に寄与した功績によるもの。



大阪府人事異動(敬称略)

【大阪府環境農林水産部】

- 〔4月1日付け、農業関係のみ、課長級以上〕
- 〔部長級〕
- ▽環境農林水産部長 原田 行司
- ▽中央卸売市場長 中村 昌也
- 〔次長級〕



▽農政室長 丹後 晋哉

- 〔課長級〕
- ▽環境農林水産総務課長 村上 正樹
- ▽環境農林水産総務課参事(岸和田市) 岸本 崇司
- ▽同参事(一般財団法人大阪府みどり公社) 薬師寺 徹
- ▽同参事(府立環境農林水産総合研究所) 西井 裕子

新会員紹介

河内長野市 垣内農委会長

河内長野市農業委員会は4月1日、会長に垣内俊夫氏を選出した。同氏は申し出により農業会議の会員に就任した。

全国農業図書案内

■農業者年金制度と加入推進2022年度版

加入推進の基本である「農業者年金の必要性と魅力を伝える

- ▽同参事(府立環境農林水産総合研究所) 根来 実
- ▽農政室整備課長 杉田 和繁
- ▽同室参事 田中 好輝
- ▽流通対策室課長(大阪産ブランド推進担当) 中尾 正信
- ▽動物愛護畜産課長 朝倉 一郎
- ▽北部農と緑の総合事務所長 村山 俊一
- ▽同次長 柳山 幸晴
- ▽同地域政策室長 北山 和宣

- ▽中部農と緑の総合事務所地域政策室長 中島 義昭
- ▽南河内農と緑の総合事務所長 塩屋 泰一
- ▽同地域政策室長 寺田 和弘
- ▽泉州農と緑の総合事務所長 能勢 淳
- ▽同参事 福神 邦夫
- ▽同地域政策室長 奥野 裕貴
- ▽中央卸売市場次長 鈴木 紀之

こと」に始まり、制度の概要とその特徴についてわかりやすく説明。今回の改訂では、令和4年以降の制度改正の内容などを反映(コードR04-03、500円、A4判72頁)。

人事異動(敬称略)

【農業委員会新事務局長】

(令和4年4月1日現在)

- ▽吹田市 笹川 健二
- ▽摂津市 山下 聰
- ▽箕面市 松政 秀史
- ▽泉大津市 谷口 宏行
- ▽和泉市 藤原美津子

- ▽熊取町 箕原 大祐
- ▽泉佐野市 西納久仁明
- ▽富田林市 松本 徹
- ▽松原市 福森 弘充
- ▽藤井寺市 鶴田 猛虎
- ▽柏原市 大畑 嘉平
- ▽東大阪市 三崎 和茂
- ▽枚方市 野田 充有
- ▽門真市 高田 隆慶
- ▽四條畷市 西野 英晃

お知らせ

4年度全国農委会長大会

◇日時 5月31日(火)
13時~14時40分

◇場所 LINE CUBE
SHIBUYA(渋谷公会堂)

◇議案 持続可能な農業・農村を創るための政策提案

(案)ほか

※まん延防止等重点措置以上の措置が適用されていないことを前提に、会場への参集により開催。同措置等が適用された場合は、別途案内がある予定。

※大会の様子はビデオ撮影し、ライブ配信を行うとともに、後日動画を視聴できる。

堺市で農委研修

堺市農業委員会(檀野隆一会長)は3月29日、同市役所内で農業委員会研修会を開催した。農業会議からは鈴木専務理事兼事務局長が出席し、農業委員会を取り巻く情勢について報告した。

コロナ禍にあつて、世の中の組織を取り巻く状況はいっそう厳しくなり、変化する状況への適応力が問われています。先日、女性農業委員登用促進研修会に参加させていただいた際には、農業委員会もまさにそのような状況であると伺いました。この随想では、組織に存在している「規則や手続き」をヒントに、組織の適応力について考えてみたいと思います。



駒澤大学経営学部 教授 渡辺伊津子

「規則の独り歩き」

特徴の1つは規則や手続きの程度が高いことにあります。官僚制組織には所与の目的を正確に、確実に、そして能率的に達成するという機能的な側面があります。その一方で、意図されない結果を生み出す逆機能

てしまうことを意味します。目標の置換は、ある特定の状況においてだけ適切な行動を、それ以外の状況にまで一般化することで起こります。つまり規則への同調過剰がその原因です。この現象が現れると、そも

失つていきます。では規則の独り歩きを防ぐには何が必要でしょうか。

組織で働く個人は、自分の役割遂行のみを直接的な目標とする傾向がありますが、重要なことは個人が組織の全体目標と自分の役割との有機的関連性(つながり)を意識して仕事をしているかどうかです。

よいのかを常に考えて仕事をしており、状況の変化が起こったときには融通の利かない杓子定規な行動ではなく、創意や貢献意欲をもって柔軟に対処してくれそうです。組織の適応力を支えているのは3人目の石工のような人なのです。

農業委員会の委員の皆さまも、ご自身が日々取り組まれていることが組織全体で目指している目標の達成に繋がっていると、活動意欲も増すのではないのでしょうか。

随想

どのような組織にも、程度の差こそあれ、職務を効率的に行うために予め決められた規則や手続きがあります。たとえば職務記述書や職務遂行のためのマニュアルなどがその例です。官僚制組織

もありません。その1つが、社会学者のR. K. マートンによって指摘された「目標の置換」です。目標の置換とは、そもそも目標達成のための合理的手段と考えられたものが1つの自己目的に変わり、規則や手続きを守ること自体が究極の価値となっ

ても規則は特定の目標のためにあるということは忘れ去られ、それ自体「独り歩き」を始めます。融通の利かない杓子定規の行動が生じていけば、一人歩きのサインです。やがて規則は手段としての性格を失い、組織は状況の変化に対する適応力を

◇筆者の紹介(わたなべ いづみ)

駒澤大学経営学部教授、博士(経済学)。専門は組織論・組織変革論。主著に「二重性のダイナミクス 組織変革の構造」(2013) 白桃書房。(株)アスクワン代表取締役社長。社会人対象の研究を実施。